

平成24年11月13日
福島県

出荷制限等指示後の管理の考え方
－野生鳥獣（ヤマドリ）－

1 出荷制限について

本県においては、野生のヤマドリ肉の市場への出荷及び流通はない。

本県では、これまでも県内全域における野生鳥獣の放射線モニタリング調査を実施して定期的に結果を公表しており、基準値を超える結果が出た場合には、市町村や狩猟関係団体を通じて、有害捕獲従事者、狩猟関係者等に対し当該地区において捕獲された野生鳥獣の自家消費を控えるよう呼びかけている。

このほか、報道機関や県ホームページへも情報を掲載するなどして、県民に広く周知を行っている。

なお、これまでの調査により、基準値を超える結果が出ている県北、県中、いわき地区においては、捕獲されたヤマドリの自家消費を控えるよう既に呼びかけているところであり、今後は県内全域において、自家消費を控えるよう呼びかけていく。

2 放射線モニタリング調査

昨年度より野生鳥獣の放射性核種濃度の調査を実施しており、今後も調査を継続していく。

※県北地区

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、桑折町、川俣町、大玉村

※県中地区

郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村

※いわき地区

いわき市